

作成日：R4年8月25日

令和4年度第4回 高松圏域自立支援協議会 運営会議議事録

日付	令和4年8月12日(金)
時間	9:20-10:50
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター第1研修室
参加機関等	高松市健康づくり推進課難病担当、高松市健康づくり推進課精神保健係、高松市社会福祉協議会地域福祉課、香川中部養護学校、高松養護学校、直島町住民福祉課、かがわ総合リハビリテーション成人支援施設、障害者・就業生活支援センターオーブ、障害者地域生活支援センターほっと、障害者生活支援センターたかまつ、障害者生活支援センターあい、相談支援センターりゅううん、発達障害者支援センターアルプスかがわ、地域活動支援センタークリマ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 <p style="text-align: right;">順不同 計17名</p>

議題1：テーマ1 災害時を見据えた障害者の支援をどのように展開するべきか？	
議事	<p>【高松市で取り組んでいる現行の災害時避難に関する支援登録について共有】</p> <p>① 避難行動要支援者名簿 高松市健康福祉総務課</p> <ul style="list-style-type: none">・名簿登録し、地域の方が当事者を助ける仕組み・今年度からは難病患者も登録できるようになった・名簿登録された情報が地域の民生委員、自治会へ共有される。名簿の活用方法は地区にゆだねられているため、活用実践は地区差がある・支援者から当事者へ周知して構わない <p>② 災害時の要援護者表 健康づくり推進課</p> <ul style="list-style-type: none">・予測できる風水害時に備えることができる・自主的な避難に役立てる目的がある・予測できない災害時には被災後の連絡等に役立てることができる・難病患者の中でも人工呼吸器使用や全面要介護者に登録していただいている・電力会社、消防署等、情報共有する先を選ぶことができる。四国電力へ情報共有した場合、計画停電時に電力が必要な方の対応を考えることができる。消防署へ情報共有した場合、119番通報時に共有していた情報が役立つ。

・避難計画が必要だと保健師が判断した方へ個別にお声掛けをしている。避難計画作成が必要だと感じる方がいた場合、事前に健康づくり推進課に相談してほしい。

上記に対する質問・意見

・人工呼吸器、在宅酸素利用者、透析患者等は災害後の支援として自宅を訪問することが必要になる。しかし地域に情報があっても地域の方が障害のことに詳しくないため間違った優先順位をつけていることがある。

・地域の民生委員などが当事者のことを知らないと動けない。個人情報の提供の問題はあるが、当事者と支援者（相談支援専門員やケアマネージャー）が決めた避難行動について、地域の人と共有しておかないと役立たない場合がある。

・難病の方で重複登録している方がいるのか？ 区別して登録しているのか？

→両方登録している人もいる。災害時は支援者がすぐに駆け付けることができないため、安否確認の方法共有している。地域の方と繋がりがあれば安否確認に行ってもらうことが可能かもしれない。しかし近隣に自身の病気のことを知られたくないという方もいて、どちらにも登録されない方もいる。

避難計画を立てた方には避難訓練の提案をしている。その際、地域の方にもお声かけし、一緒に避難訓練に取り組んでいる。

・どのようなメンバーで避難訓練をしたのか？

→ALS 患者。自治会長、自主防災、民生委員、近隣住民数件、一時避難所、まると福祉相談員。今年も9月に実施予定で消防署の方にも声をかけている

・相談支援部会で個別支援計画内に災害時対応を盛り込むための研修をしている。地域を巻き込む必要があると頭ではわかるが、地域との繋がりのない障がい者も多い。どのように地域と繋がればよいか考えることが課題。地域の行事への参加もハードルが高い、地域の方とのきっかけ作りをしていく必要がある。

→地域へつなぐ際、まると福祉相談員を経由するとスムーズだと思われる。

・台風等予想できる災害時は短期入所の活用をする方もいる。災害時は行政、専門職にできる事は無く、これまで災害時生き残った人は200m内の近隣住民の助けがあった。連携の道筋を作りには力がある。利用者には専門職が駆け付けられないこと、地域の力が必要であることを伝えることが大切である。

・2つの登録制度について理解していなかった。必要な人に伝わっているかもわからなかった。必要な方に情報は伝わっているのだろうか。

→この場の皆さんが分かりにくいということは当事者にもわかりにくい。2つの違いを理解し伝える必要がある。

・避難行動要支援者のなかでも、最も優先されるのは、移動できない人であることを、行政や地域の方々に伝えて欲しい。現状の優先順位は単身高齢者と認識している人が多い。本当に優先されるべき人は水が出る地域、自力で動けない人が最優先である。

・明確な優先度を示さないと「地域に要援護者がいない」と返答されてしまう。福祉避難所の協定を受けている事業所も参加していると思うが、過去の災害時福祉避難所が適切に稼働していたことはほとんどない。優先順位が高い人をどのようにピックアップするか検討が必要。難病患者は登録システムが2つあるので活用法も整理が必要

・身体障害者部会で災害の手引きの当事者との読み合わせを試している。独居の方とおこなうことが多い。「なんとかなる」と返答される方が多く、何か起きてからでは遅いと伝えるが反応が無い。2つの制度は知らない人が多いと思うので周知していきたい。

・対象者の手帳3級以上と書かれているが、それ以下は対象外ということか？その場合以下のようなケースは登録制度から除外されてしまう。

例：聴覚3級 3級だが、聴覚の手帳等級でいうと重度 聞こえない 地域で助けてもらえる仕組みが必要

例：B OB 自力で歩けるが肥満でゆっくり 元気ではない保護者と一緒など地域の支えう必要なパターンもあると思う

→2番以外の条件に当てはまるものがあれば登録できる。

【今後の検討について】

運営会議内でモデルケースを作り進捗を共有していく。以下①②を運営会議内で共有し、③部会内でケースの抽出にする。

(個別モデルケース選定 優先度のつけ方)

	<p>① エリアごとのリスクを整理する：河川ごとの洪水時の水位ハザードマップで確認し、リスクの高いエリアをピックアップする。</p> <p>② 移動の難しさにより優先順位を整理する：障害者手帳の等級にかかわらずコースの状態を判断（例：ストレッチャー、車いす、介助があれば歩行可能）</p> <p>③ モデルケースの抽出の場を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会：今後予定されている部会内研修時、優先度の高い事例をどなたかに出していただき部会内で取り組むことを考えたい。 ・知的障害者部会：現在は議題になっていない。部会メンバーと検討していきたい。知的障害者は避難時支援の優先度が低いと思われる。また、避難訓練と実際が混乱しないような配慮も必要となる。地域の方からは「意思が繋がらなく困った」と言われることも多く、わかりやすい指示（近所の〇〇へ今すぐ逃げろ）を共有することが必要。 ・身体障害者部会：見えない、聞こえない方もいるので事前行動を考えておくことが重要だと考えている。ハザードマップを活用し事前に備えることができるものから取り組みたい。部会内でハザードマップを見て事例を検討したい。モデルケースに事例提供も可能だと思われる。
決定事項	
今後の動き	事務局で①②について整理し、次回運営会議にて共有する

議題 2：テーマ2 ヘルパーの横の繋がりを作り、地域課題の対応について検討する	
議事	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所連絡会：ヘルパー事業所を対象に、定期的に情報交換できる場を設定し、顔の見える関係づくりを構築する場。参加することでメリットのある会にしたい。現在コア会議日程調整中。年度内1～2回開催したい。

議題 3：各部会より報告	
議事	<p>○就労支援部会</p> <p>8月22日ジョブカレかがわは中止する。申し込みのあった参加希望者11名は個別に対応することが決まっている。</p> <p>三年後の就労選択支援（仮）について情報周知があった。現在のB型アセスメントに代わるものになることが予想される。</p> <p>全国的に先進しているIT関係のA型、B型事業所によるオンライン講演を10～11月開催で検討中。</p> <p>○精神保健福祉部会</p> <p>支援者交流企画実施済</p>

高齢の精神障害者支援に関する研修の企画進行中

ピアサポート活動推進について企画進行中

地域移行支援はコロナ感染防止対応と並行した支援について、医療機関の現状を教えていただき、今できることを改めて進めていくと考えている

○相談支援部会

研修の企画があったが、対面でのグループワークは難しいと判断し延期とした。

毎月の定例会は継続し、主にZ o o mで参加いただいている。Z o o m参加できる環境がない事業所のみ会場に参加可能としている。今月はZ o o mだけにする可能性がある。

コロナ感染者数増え、利用者・支援者ともに感染者が出てくるのが予想されるので、どのような対策をしているか話せる場を持つ予定。

○身体障害者部会

災害時の対応について引き続き取り組んでいる

講演会を検討していたがコロナの状況を考えると難しいかもしれない。今後部会内で検討していく

○知的障害者部会

6月末に開催し2つのワーキンググループの進捗確認と今年度の活動を確認した過去おこなった支援者アンケートを集約しH Pにも掲載していきたい

地域移行については種類の違うグループホームに集まっていただき、工夫されている点などを教えていただく機会を持つ予定

○発達障害部会

高校生生活ガイドブックについて。これまで個別に活用の声掛けしてきたが、活用が進まない。活用方法のマニュアル・チラシを作成中

1市2町の行政に発達支援の現状を確認している。

高松市社会福祉協議会がおこなうまるごと福祉相談員を対象に対応等聞き取りをおこなう予定

○事務局

・地域生活支援拠点 訪問WG 事務局で引き続き取り組み 資料あり

自立生活援助を活用し地域へ帰るにあたり細やかな支援をしているケースがある

自立生活援助の中でグループホーム職員が巡回相談を行っている

自立生活援助の取り組みを知っていただくために 11/17 相談支援部会内で研修

を企画している

まだ認知度の低い事業だが、知られないと活用されない。支援者に知ってもらう機会を作っていく

・B型事業所連絡会 資料あり

事業所見学会 B型職員同士が交流することを目的とし企画

見学を受け入れたいか、見学に行きたいかアンケートを実施した。それを元にマッチングし、交流してもらう。事業所見学会後には座談会の開催を考えており、可能であれば行政にも参加いただきB型事業所の生の声を聞いていただきたい

・香川県自立支援協議会より 資料あり

モニタリング結果の検証の企画

高松圏域では相談支援専門員のフォローアップ研修を開催している

相談できる場と、個別にサービス等利用計画の評価をできる仕組みを作る

・主任相談支援専門員

県内欠員が出て、県内で協議した結果、高松圏域から1名追加受講者が決定した。

・意思決定支援研修（事業所、相談支援専門員対象）

今年度開催し、20名強参加した

2回目の研修企画を3月9日予定

・虐待防止研修 資料あり

基幹相談支援センターと高松圏域自立支援協議会協賛で開催予定

いわゆる小規模事業所（単独事業、20名以下など）を対象

9月7日 児童サービス事業所向け

9月12日成人サービス事業所向け

○事務局

高松圏域自立支援協議会医療的ケア Sv.派遣事業の詳細について周知 資料あり

資料①

令和3年度 地域生活支援拠点部会 訪問系サービス見守り支援 WG

- 1、日 時：令和4年7月28日（水）13：30～14：30
- 2、場 所：一般社団法人大西精神衛生研究所附属若葉Ⅱ
- 3、出席者：支援センターほっと） 一般社団法人大西精神衛生研究所附属若葉Ⅱ
支援センターりゅううん） 支援センターたかまつ
高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

4. 前回 WG の確認

5. 研修会の日時及び形式について

研修会概要

① 目的

グループホーム退所後、地域生活を継続させるために必要な支援の在り方を事例を通して学ぶ。

② 対象者

高松圏域相談支援部会 相談支援専門員

③ 日時

11月19日（木）10：00～12：30 相談支援部会の場を活用

④ 開催方法：ZOOM を活用して開催する。

⑤ グループ分け：

5人×5グループを想定

ファシリを参加者から事前に依頼しておく。

グループ分けは、経験年数、得意分野などを考慮し、バランスよくグループ分けをする。

⑥ プログラム

10:30～10:05 オリエンテーション（WGの目的、研修に至った背景等）

10:05～10:15 自立生活援助の概要（行政担当者に打診する予定）

10:15～11:00 事例紹介

3事例

1事例につき10分の説明5分の質疑応答を基本とするが、3事例の内容を再度確認し時間の配分を変える可能性あり。

（精神障がい 精神障がい+知的障がい 高次脳機能障がいの3事例）

11:00～11:05 休憩

11:05～11:10 グループワークに関するオリエンテーション

11:10～11:20 グループワーク①

事例紹介を受けて疑問に思ったこと、質問したいことを共有する。

11:20～11:45 グループ発表

各 G で質問したいことがあれば一点出し、事例提供者が答える形式

11:45～12:00 グループワーク②.

本研修に参加しての感想を自由に話してもらう。

(グループワーク②の目標)

支援している利用者に自立生活援助事業を利用できそうな方がいるか考えてもらったうえで、意外と本事業の該当者が多いこと、相談支援専門員と自立生活援助担当者がしっかり連携すれば地域生活の定着が危うい方でも地域で支援を継続できることを理解できるようなグループワークにする。

6. 研修会チラシの確認

- ・対象者が相談支援専門員のみになったことからグループホームから自立生活援助を利用して地域生活に移行することを支援することに焦点を当てた研修であることが分かるチラシとする。
- ・申し込み先は支援センターたかまつとする。
- ・主催は、高松圏域自立支援協議会とする。
- ・形式を ZOOM を活用した開催と明記する。

7. 説明用フォーマットに落とし込んだ事例の確認

- ・今後、各委員が各事例を読み込み、気がついたことがあれば担当者に伝える。
- ・今回事例の書きぶりを利用者視点に修正している。
- ・ZOOM での開催となったため、見やすさを考慮して現在記入している内容をパワーポイントに落とし込みなおす。
- ・3 事例ともパワーポイントに落とし込んでから、10 月 17 日の次回 WG をむかえるようにする。

10. 次回会議の予定

日 時：10 月 17 日（月）13：30～

場 所：かがわ総合リハビリテーションセンター福祉センター2 階研修室

内 容：研修企画及び機材などの操作の確認

自立生活援助の実際



高松圏域における自立生活援助

～グループホームから出て、生活する方への支援から～

高松圏域自立支援協議会 主催

■グループホームの退所後、地域生活を継続させるために必要な支援のあり方を事例を通して一緒に考えてみませんか？

■対象者
相談支援専門員

■プログラム
①自立生活援助の概要
②事例紹介 (3事例)
③質疑・グループワーク

■自立生活援助は、「居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。」

2022/11/17(木)10:00~12:00

実施方法：オンライン研修 (Zoom)

参加費：無料

お申し込みはメールで「障害者支援センターたかまつ」まで：

shogai-shien@mx81.tiki.ne.jp

(件名を「研修会申込み」として、本文に所属と氏名を記載してください)

資料②

資料③ 高松圏域自立支援協議会 B型事業所連絡会の方向性について

○昨年度の運営

圏域を4つのエリアに分けB型事業所間で顔の見える関係を構築するために「B型事業所同士で顔の見える関係を作りますか？」と題して意見交換の場を開催した。

○協議した内容

- ・よりよい利用者の支援の方法について
- ・職員の教育について
- ・作業の確保や利用者工賃の向上について
- ・農福連携について（工賃向上や作業の担い手について、どのように考えるか？）
- ・行政への提言の仕方、行政にB型事業所の現状を知ってもらうためには？
- ・ざっくばらんに情報共有を話せる場が欲しい。

○第1回B型事業所連絡会を令和4年6月21日に開催

参加者： あじさい、ええる、コンサフォス、せんり、朝日園：かわしま、Doやまびこ、あゆみ園
ひかりエコ、かがわりハ、基幹センター中核

① 事業所見学会の実施に向けて

【目的】

B型事業所間の交流を提出することで、顔の見える関係作り、お互いを高め合う環境を整える。

【方法】

B型事業所に一斉メールを行い、見学受入の可否、見学したい事業所、見学したい理由（視点）を記入してもらう。ピックアップされた事業所と連絡を取り、見学の可否を確認する。

見学の受入れ方については事業所の意見を優先する。

② 座談会の実施に向けて

【目的】

講義形式の勉強会ではなく、テーマごとの事業所見学に参加した感想や日頃の困っている事をざっくばらんに話せる場にする。行政に届けたい現場の声を共有する場にしたい。行政の担当者にも参加してもらいたい。

議題③ 年間スケジュール

7月 事業所宛てに一斉メール送信/アンケートの集約

25日 事務局会開催

8、9月 第1回の事業所見学実施

12月 座談会の実施

2月 事務局会開催

※行政に依頼

1、高松圏域のB型事業所に一斉メールの送信。

2、12月の座談会への参加

資料③

令和4年度香川県圏域相談支援機能強化事業企画案

1. 目的

モニタリング結果の検証により相談支援専門員が自らの実践を振り返る機会を定期的に持つことで香川県の相談支援専門員の相談援助技術の質の向上を図ることを目的とする。

2. 内容

(4月26日)

香川県自立支援協議会人材育成部会で本企画案を共有する。

(6月20日～7月19日)

オンデマンド研修

- ・テーマ：「モニタリング結果の検証の意義と手法を学ぶ。」
- ・内容：講義：モニタリング結果の検証の意義と手法
- ・講師：鈴木 敏彦氏（和泉短期大学）
- ・対象者：県担当者、各圏域市町担当者、香川県相談支援専門員協会役員、香川県自立支援協議会人材育成部会委員（各圏域の主任相談支援専門員等）香川県自立支援協議会運営部会委員（圏域マネージャーなど）、各圏域協議会で本研修を視聴する必要があると判断された者
- ・目標：モニタリング結果の検証の意義と手法について理解し、香川県において推進していくというミッションを共有する。

(7月26日まで)

オンデマンド研修のアンケート用紙を香川県相談支援専門員協会に提出する。

アンケート用紙は、各圏域代表の人材育成部会委員が、他の受講者の意見を取りまとめて提出する。

(7月27日～8月末)

香川県相談支援専門員協会にて地域型検証モデルの進め方に関するマニュアルを作成する。

(9月1日～15日)

各圏域アドバイザー、各圏域代表の人材育成部会委員にマニュアルの詳細について説明する。

(9月16日～30日)

香川県相談支援専門員協会が作成したマニュアルをもとに各圏域において地域型検証モデルをどのように推進するか圏域の市町担当者、各圏域代表の人材育成部会委員、圏域マネージャー、圏域アドバイザーを中心に協議し、方向性を共有する。(あくまでも中心となるのは、各圏域代表の人材育成部会委員と圏域マネージャー)

(10月～3月)

各圏域において市町担当者、各圏域代表の人材育成部会委員、圏域マネージャー、圏域アドバイザーが協力してモニタリング結果の検証の取り組みを行う。(圏域アドバイザー同席の元、各圏域で2回は実施)

(10月25日・1月24日)

香川県自立支援協議会人材育成部会で各圏域におけるモニタリング結果の検証の実施状況の報告

(2月・3月)

各圏域において市町担当者、主任相談支援専門員、圏域マネージャー、圏域アドバイザーで今年度のモニタリング結果の検証の取り組みを振り返り、来年度の方向性について協議する。

資料4

高松圏域自立支援協議会との共催による障がい者虐待防止研修の開催について

1. 目的：小規模事業所を対象に、事業所職員の方を講師に迎えた研修を企画することで、参加いただいた事業所が自事業所での研修実施や委員会運営の参考にでき、参加した者同士の横の繋がりも作ることができる研修を行う。
2. 主催：高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点
3. 共催：高松圏域自立支援協議会
4. 日時：児童サービス事業所向け 9月7日（水）10：00－12：00
成人サービス事業所向け 9月12日（月）13：30－15：30
5. 場所：児童サービス事業所向け
かがわ総合リハビリテーションセンター第1・2研修室（高松市田村町1114）
成人サービス事業所向け
福祉コミュニティセンター高松東館2F（高松市福岡町24-10）
6. 対象者：以下の2点どちらも満たす方
 - ・高松圏域（高松市・三木町・直島町）で事業を運営しており、かつ事業所の利用定員合計が20名以下の法人の職員
 - ・児童は 放課後等デイサービス・児童発達支援・短期入所・移動支援
成人は グループホーム・各通所事業・各訪問事業・短期入所のサービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者
もしくは生活支援員の直接支援に従事する生活支援員*申し込みは各日1法人につき1名
7. 講師
 - （高松市障がい福祉課）
 - （障害福祉サービス事業所ええる）
 - （だんしエコ作業所）
 - （特定非営利活動法人アイルコート）
 - （かすがの里）
 - （地域生活支援センターこだま）

8. 内容

9/7 児童サービス事業所向け	9/12 成人サービス事業所向け
10:00-10:05 あいさつ・ガイダンス等	13:30-13:35 あいさつ・ガイダンス等
10:05-10:45 講義「虐待防止法の概要・虐待防止委員会について等」 (高松市障がい福祉課) (地域生活支援センターこだま)	13:35-14:15 講義「虐待防止法の概要・虐待防止委員会について等」 (高松市障がい福祉課) (かすがの里)
10:45-11:35 演習「事例を通して虐待防止委員会の活用を学ぶ」 (特定非営利活動法人アイロコート)	14:15-15:05 演習「事例を通して虐待防止委員会の活用を学ぶ」 (だんしエコ作業所)
11:35-11:55 まとめ (障害福祉サービス事業所ええる)	15:05-15:25 まとめ (障害福祉サービス事業所ええる)
11:55-12:00 あいさつ・アンケート記入	15:25-15:30 あいさつ・アンケート記入

9. 経費

(1) 収入

なし

(2) 支出

○講師料

2日間合計で35,000円

○旅費：実費

(3) 支出する事業

高松市障がい者基幹相談支援センター運営事業より支出する。

以上

重要

避難行動要支援者名簿登録等のお願い

～あなたの大切な命を守るために～

高松市では、災害時に自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めています。

避難支援を希望される方の情報を名簿に登録し、個別避難計画(災害時の避難支援等の計画)を作成し、地域等と行政で情報共有し、災害時の避難支援や普段の見守りなどに役立てます。

1 登録方法は?

登録を希望される方は、「調査票(兼申請書)」に必要事項をご記入の上、高松市健康福祉総務課又はお近くのコミュニティセンターへご提出ください。

2 登録対象者は?

登録対象者は、右図の①～⑧のいずれかに該当する方のうち、災害時において地域で支援を希望する方です。ただし、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者へ提供すること等に同意が必要です。

次の場合は登録の必要はありません。

- 福祉施設等の入所者及び入院患者
- 同居家族の支援が受けられる方
(災害時の対応に不安がある場合は登録可能)

※なお、名簿への登録によって、災害時の支援が必ず保証されるものではありません。

避難行動要支援者名簿 登録対象者

- ① 要介護認定3～5
- ② 身体障害者手帳1級、2級
- ③ 療育手帳^④又はA
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑤ 障害支援区分3～6
- ⑥ 難病患者等
- ⑦ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ⑧ 以上の条件に準じる者

3 避難支援者とは?

避難支援者とは、日頃からの見守りを行ったり、災害時に避難情報の伝達や避難行動要支援者と一緒に避難する方です。

避難支援者は、ご近所にお住まいの方等を、申請者本人又はご家族で選定してください。

避難支援者本人に必ず同意を得てください。

避難支援者が見つからない場合は、地域の民生委員や自治会役員等に相談し、避難支援者を選定してください。

避難支援者は、ボランティア精神にもとづき支援を行うもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

制度の取組については裏面をご覧ください。

お問合せ先

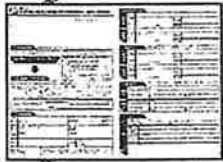
高松市 健康福祉総務課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL(087)839-2372

FAX(087)839-2375

災害時要配慮者支援の取組について



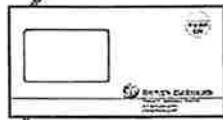
調査票(兼申請書)の提出

調査票(兼申請書)の様式を送付します。ご本人の状況に合わせて記入し、市へご返送ください。



高松市での情報整理

ご返送いただいた情報をもとに、市では、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成します。



個別避難計画をご本人へ送付

市は、作成した個別避難計画を避難行動要支援者(ご本人)へ送付します。内容確認のために、ご自身で保管しておいてください。



避難支援等関係者への情報提供

市は、作成した名簿や個別避難計画を避難支援等関係者へ情報共有します。

※避難支援等関係者：地域コミュニティ協議会、連合自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、消防機関、警察機関、その他避難支援等の実施に携わる関係者



地域での見守り活動や防災訓練実施

地域支援組織等は、情報をもとに、地域における防災訓練や見守り活動を実施します。

※地域支援組織：地域コミュニティ協議会、連合自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自主防災組織等を中心とした各地域の連携、協働の組織体制



登録内容の更新

地域支援組織等は、本人に聴き取りを行うなど、情報を最新の状態に更新します。

登録内容に変更があった場合は、高松市健康福祉総務課又はコミュニティセンターまでご連絡ください。

災害時の避難支援の実施

～逃げ遅れゼロ いざというとき、お互い助け合うことのできる地域へ～

高松圏域自立支援協議会医療的ケア Sv.派遣事業（案）

背景・目的

高松圏域においても医療的ケア部会が設置され、医療的ケア児等コーディネーターの有資格者も増え、体制整備を進めてきた。しかしながら、実際の支援の経験をもつ支援者はまだ限られており、医療との連携の場面を中心に、経験豊富な支援者が助言したり同行したりしながら知識や経験を共有していくことが必要である。

対象・内容

高松市障がい者基幹相談支援センター各地域拠点及び三木町福祉介護課、直島町住民福祉課からの医療的ケアが必要な児者に関する相談（電話、訪問、担当者会議などへの参加等）を受ける。

担当

- ・ 氏（支援センターgaryu）
- ・ 氏（高松訪問看護ステーション）

費用

- ・ 各年間 2 万円

- ・ 報告書の作成

様式案 以下のとおり

上半期、下半期ごとに提出いただく。

実施年月日 R 4 年 7 月 19 日（ 火 ） 10：00～10：20	相談者 氏名：相談支援専門員：△△氏 所属機関名：支援センター〇〇
相談内容及び対応内容 支援センター〇〇相談支援専門員：△△氏から、「地域でお住まいの鼻腔栄養が必要な A さんが来年小学校に入学するにあたり、お母様より『知っておいて欲しい』との電話あり。どんな準備をしてどんなことを確認しておけばよいだろうか？」との電話相談あり～助言内容 ・ ・ △△氏より初回面接への同席希望があったため、日程調整することになる。	